

京都市立芸術大学学則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年7月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第29号

京都市立芸術大学学則の一部を改正する規則

京都市立芸術大学学則の一部を次のように改正する。

別表第1美術学部の項中「25」を「30」に、「100」を「120」に、「130」を「135」に、「520」を「540」に改め、同表合計の項中「193」を「198」に、「772」を「792」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、学長が定める。

(総務局芸術大学事務局教務学生課)